

10月12日付 山陰中央新報

被災者生活再建支援法

境港、米子、
日野に適用

県西部地震

1世帯
100万円限度に支給

県は十一日までに「被災者生活再建支援法」の適用を境港市、米子市、日野町にすると決めた。家屋全壊などの被災者に対し、一世帯当たり百万円を限度に支援金を支給する。同法の規定を満たさない他の町村被災者について、県は町村と協力して同様の制度を設ける方針。

今回の地震で全壊した世帯は十一日午後四時現在、境港市が六十一世帯、米子市十四世帯、日野町十六世帯。三市町の場合、同法規定の「十以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害」を超え、支援金が支給される。

申請窓口は各市町村で、期間は十月六日から十
三日月間。
年収五百万円以下の世帯では、複数世帯に百万円が支給され、単数世帯が七十
五万円になる。年収五百万
円以上七百万円以下で四十
五歳以上の世帯もしくは要
援護世帯と、年収七百万円

以上八百万円以下で六十歳以上の世帯もしくは要援護世帯の場合、複数世帯、単数世帯とも各半額ずつ支給される。

県内では現在、全壊世帯が九十九。同法では、一つの都道府県内で百以上の世帯の住宅が全壊した場合、都道府県内全域の被災者に同様の支援金が支給される」と定めているため、三市町以外の被災者にも支給される可能性が高くなった。

10月8日付 山陰中央新報

米子など4市町
災害救助法適用

震度6強を記録した鳥取県西部大地震から一日たった七日も、県西部を中心に震度4の余震が相次いだ。被害は判明するのに従って拡大、山陰両県の重軽傷者は九十七人に達した。懸命の復旧作業で、ライフラインや交通網などは持ち直し始めたが、住民が元の生活を取り戻すには、まだ時間がかかりそうだ。米子市と日野、西伯、溝口の三町は七日までに、災害救助法が適用された。余震はさらに続く可能性がある。鳥取県災害対策本部（本部長・片山善博知事）は、引き続き警戒を呼び掛けている。

新 報

(第3種郵便物認可)

10月18日付 日本海新聞

鳥取県西部地震

住宅再建へ公的補助

県全国初300万円を上限

鳥取県は西部地震で住宅が全半壊、一部損壊し、建て替えや補修が必要となった世帯を対象に、全国の自治体では初めて公的補助制度を導入する。建て替えの限度額は300万円とする方針で、県が三分の二、市町村が三分の一を負担。市町村と相談した上で早急に予算案を組み、十一月初旬の臨時議会を諮る。

建て替えの費用、補助五十万円、負担割合は五割、本人が三分の一、市町村で残りの三分の一を負担する。市町村での建設が条件と、市町村が半分ずつ、五十万円、補修の限度額は百二十万円以上の場合、市町村が三分の一を負担する。



鳥取県西部地震で倒壊した米子市内の民家。6日午後3時30分

を支援するための特例として説明した。措置を講じることとし、日野町では、全半壊が

六十六戸、一部損壊が三十七戸、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、都道府県が拠出した基金を活用して最高百万円以内の支度金が支給される。しかし、用途は生活必需品や住居の移転費用に限られており、住宅の再建への公的補助制度はこれまで例がない。

補助の財源として県は一般財源に加え、基金を充てる考え。県の主な基金は減価基金五百八十一億円、財政調整基金三十九億円がある。阪神淡路大震災後の平成十一年四月から導入された被災者生活再建支援制度では、自然災害によ

想定外の〓液状化〓 国の基準では支援なし

鳥取県西部地震の被災地の市町村窓口では、被災証明書の発行業務が進んでいるが、液状化など地盤沈下による民家被害の多い米子市では、「全壊」「一部損壊」と分類されるものの、程度の判定に悩まされている。

市独自の判断で救済へ

被災証明書の発行は、市町村の判断で、見舞金の交付や、住宅の被害状況や、支給や保険の申請などに必要な書類を提出し、必要に応じて市町村独自の判断で、税金・判断と責任を執行して、被災証明書の発行を認めている。基準は全壊、一部損壊部分

米子市、被災判定に苦慮



被災証明書の申請を付けている米子市役所窓口

の被災程度については、建築士と市町村職員が調査し、国の基準に照らして判定している。〇物以上五〇物未満▽一部損壊〓半壊以上〓に該当しないもの。

しかし、米子市では、液状化被害に陥った民家の被害状況を把握し、被害の程度を判定する必要がある。市では、全壊と半壊とを判定する基準を、国の基準に照らして判定している。〇物以上五〇物未満▽一部損壊〓半壊以上〓に該当しないもの。

部損壊に該当してしまふを願っているが、被災証明書の申請があつた件は、市では、当該家屋の時価に対する全額補償額の割合による判定基準を適用し、「時価」(通常は固定資産税評価額の見直し)で救済する方法を検討している。

担当する市総務課では「公的支援制度はほとんどが全壊と半壊だけが対象になる。被災者に対しては、半壊と一部損壊の差は大きい。国の認定基準は液状化による被害は想定していなかったよ

うを願っているが、被災証明書の申請があつた件は、市では、当該家屋の時価に対する全額補償額の割合による判定基準を適用し、「時価」(通常は固定資産税評価額の見直し)で救済する方法を検討している。

10月22日付 日本海新聞

11月7日付 日本海新聞



「元気いっぱい！鳥取県」を宣言する観光関係者

「元気いっぱい！鳥取県」宣言

鳥取県西部地震の発生から丸一カ月を迎えた六日、県内の観光関係者約三百人が米子市皆生温泉に集結し、地震による風評被害の払しょくに向けて「元気いっぱい！鳥取県」を宣言した。

鳥取県旅館業環境衛生同業組合（二百四軒加盟）によると、六日の地震発生以降、宿泊や休憩、食事のキャンセルは約八万人、被害額は約十五億九千万円（十月末現在、被害報告百三十四軒）に上る。また、これから始まる忘新年会やスキーシーズンへの影響も心配されている。

米子・皆生 風評被害 払しょくへ 県内の観光関係者ら集結

や境港の水産関係者たちが集まり、片山善博理事が「地震に打ち勝って鳥取県の観光振興に向かってみんなで力を合わせて頑張りたい」とあいさつ。県おかみ会の宇田川富美江副会長が「私たちが鳥取県の観光関係者は全国の皆さまに安心して鳥取県にお越しいただくために県内の観光施設や宿泊施設が通常通り元気いっぱい営業していることを宣言します」と訴え、参加者全員で「元気いっぱい！鳥取県を宣言した。県内の観光関係者は七、八の高日、大阪や神戸、東京に向けて総勢百人のキャラバン隊を派遣し、鳥取県が元気であることをアピールする。

(第3種郵便物認可)

山陰 中

県西部地震

まだ続く 平衡感覚障害

米子・安倍 彦名団地 健康診断で住民訴え

鳥取県西部地震による液状化現象、建物が傾くなどの被害を受けた米子市安倍町の安倍彦名団地で八日、住民を対象にした健康診断があった。午前十時から午後四時までに、団地内の保育園児や主婦の二十一人が問診、血圧測定、健康相談を受けた。被災から二カ月経たずとも、平衡感覚障害を訴える人がいることがわかった。



血圧測定や問診など健康診断を受ける住民。米子市安倍、中ノ海1区集会所

百七十戸約七百人が住んでいる同団地は、地震による液状化で、ほとんどの家が傾いた。そのため、震災の後、住民の中には吐き気や頭痛、腰痛などを訴える人が出た。診察した矢崎誠一・米子保健所長によると、「目まぐるしいや頭痛など平衡感覚障害は、慣れてきて軽くなつた」と話しているが、まだ続いている人もかなりいる」という。傾いた家の中で生活する時間が長い主婦の奥平・道子、外の平たん地に出たとき、気分が悪くなるというケースも。「傾いた家で住むのがどんな影響を受けるのか、第三者に理解してもらえず、それが辛い」と訴える人もいた。矢崎所長らは、症状がひどい人には耳鼻科や精神科などの専門医に診てもらおうとアドバイスをした。

11月9日付 山陰中央新報

観光・宿泊施設には地震の被害ありません

「元気な米子市」アピール

大阪で市観光協会

大助・花子さんも応援

鳥取県西部地震の発生後も元気な米子市を紹介しようと、米子市観光協会（会長・森田隆朝米子市長）のキャンペーン隊が十三日、大阪市北区の大阪桐杏学園で関西マスコミ関係者や旅行者らを対象に観光情報説明会を開いた。境港市出身の漫才師、宮川大助さんも妻の花子さんと応援に駆け付け、宿泊施設、観光施設には被害がなかった「元気な米子市」を参加者にアピールした。



石尾寿朗同協会副会長が「宿泊施設、観光施設には大きな被害はなかった。皆生温泉も通常通り元気に営業しております」とあいさつ。

大助さんも、二週間前に故郷の境港に帰郷した印象にふれ、「埋め立て地の液状化現象や古い建物の破損はあったが、米子、境港の地震は頑丈で、観光施設の影響はなかった。これからの季節、皆生温泉につかり、日本海の海の幸を満喫してください」と山陰観光を応援。花子さんも「私自身、病

「観光施設に大きな被害はありません」とPRする宮川大助さん

気をしたが今は元気に生き延びた。今回の西部地震は全国の皆様に鳥取に目を向けていただくいい機会となった。災いを転じて福となる」と鳥取の魅力をアピールした。

この後、観光協会や観光施設の担当者らが施設をはじめ歴史、観光、特産物などを紹介。「地震の前と同じように多くの方に鳥取県に来ていただきたい。それが私たちの励みです」と結んだ。

11月15日付 日本海新聞

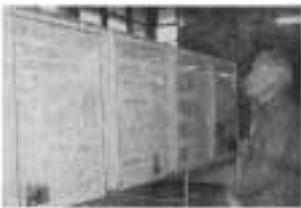
液状化などパネル解説

米子市役所に展示

米子市役所の一階ロビーで、液状化現象などを説明した鳥取県西部地震に関するパネル展が開かれ、訪れる市民に「自分の住む地域の地盤や活断層にもっと関心を持って」と呼び掛けている。三十日まで。

パネルは、中国地方基

米子市役所ロビーで開かれている鳥取県西部地震のパネル展



礎地盤研究会代表を務める福山大学工学部建築学

11月23日付 日本海新聞

科の芳賀保夫教授が提供する」など家屋の被害を減らす方法を図解。また、「軽い屋根」と「丈夫な基礎」など地震に強い住宅の構造的特徴や、危険な住宅・宅地などについても説明し、「備えあれば、憂えなし」としている。

希望者には、中国地方基礎地盤研究会が作成した耐震性復旧工事指針が分けてもらえる。連絡は同研究会（電0849-3612111）へ。

12月14日付 読売新聞

16頁

2000年(平成12年)12月14日(木曜日)

(第三種郵便物認可)

震害被液化地西部県 成助が住宅公社

県西部地震で液化現象の被害を受けた安倍・彦名団地



全壊に150万円

米子の2団地 全国初ケース

県住宅供給公社(八木秀彦理事長)は十三日、同公社が分譲し、県西部地震で被災した米子市内の住宅団地の世帯に全壊百五十万円、半壊百万円、一部損壊五十万円を液化化対策助成金として一律支給することを決めた。住宅開発を行う公社が住宅再建を支援するのは全国初。県が行う住宅復興補助金制度や液化化した地盤などの補強の補助とも併用でき、最高で約五百六十七万円が支給される。

助成対象は公社が造成し一九八一九一年にかけて建て売り住宅を分譲した「安倍・彦名団地(百六十八世帯)と豊益団地(三百一十一世帯)。市が発行したり証明が基準になり、公社による助成を受けるのは全壊の十二世帯、半壊の百十三世帯、一部損壊の四十三世帯になる。両団地とも砂地の地盤で、地震では液化現象で住宅が傾いた。とくに安倍・彦名団地では全世帯の九割に当たる百五十一世帯が一部損壊以上の被害を受けた。このため同団地では災害復興委員会を結成し、公社や県、市に住宅復興対策を要請していた。公社は「法的な責任はないと思うが、公社を信頼

大沢川被災家屋復興へ「相談室」を開設

と市 県米子

鳥取県西部地震で被害を受けた米子市大沢川の地上家屋復興に向け、鳥取県と米子市は十三日、米子市鞆町一丁目の県西部総合事務所「大沢川被災家屋復興相談室」を開設した。十八日まで土・日を含め、午前九時から午後七時まで被災者からの住宅再建に関する相談を受ける。県議会で復興にかかわる関連予算が通過したの

を受け、県は同日から地上権設定に伴う測量着手。併せて相談室を開設した。相談室には、制度、建築、融資など県、市の専門職員約十人が待機。初日は午前中だけでも五人の被災者が訪れ、「具体的にいくら補助金が出るのか」「うちの家の測量調査にはいつから入るのか」と質問していた。大沢川は県が所有し、米子市が管理する農業用排水路。地上家屋に地震被害が集中したことから、県と市は復興特別対策事業費として約十四億五千万円を予算化。地上権設定を条件に、地盤改良や家屋修理に補助することとしている。補助対象は同市上後藤二区と旗ヶ崎三区の四十九戸。

して住宅を購入した方に道義的責任を感じる」として助成金の支給に踏み切った。県は被災住宅の建て替えに三百万円を補助する住宅復興補助金制度を創設。また、液化化対策で住宅の基礎修繕や地盤強化に限度額百五十万円の助成を決めており、公社の助成を含めると、建て替えて最高五百六十

が支給される。安倍・彦名団地では現在、傾いた住宅を元に戻すジャッキアップを順次進めており、災害復興委員会の矢野博司委員長は「ジャッキアップだけでも四百五十万円かかる。誠意は認めるが、今後公社

13年3月14日付 日本海新聞